

平成22年3月18日

都道府県労働局労働基準部  
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課職業病認定対策室長補佐

業務上疾病に係る処理経過簿の報告及び審査請求等による  
原処分取消事案に係る報告について（依頼）

当室では、例年、脳・心臓疾患、精神障害等事案に係る前年度の労災補償状況等を取りまとめています。ついては、この取りまとめを円滑に行うため、貴局において下記の作業を行っていただきますようお願いします。

記

1 処理経過簿の報告

「脳・心臓疾患及び精神障害等事案に係る処理経過簿」については、昭和62年11月26日付け補償課長事務連絡第30号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準の施行に伴う事務処理について」及び平成12年3月24日付け補償課長事務連絡第3号「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断における事務処理について」等により、作成をお願いしているところですが、次年度における公表の基礎資料とするため、当該疾患に関して平成21年度において処理を要した事案については、平成22年4月16日（金）までに、労働基準行政システム全国掲示板に、「脳・心臓疾患／精神障害等処理経過簿システム」において作成した「交換ファイル」の掲載をお願いします。

なお、本省においては精神障害等事案について様々な分析を行うこととしており、そのための情報として従前から依頼している①雇用形態区分に加え、②認定した心理的負荷の強度（「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」）、及び③認定した総合評価の内容（「強」、「中」、「弱」）を、すべての支給決定事案及び不支給決定事案について、精神障害等処理経過簿の備考欄に登録していただくようお願いします。

また、「脳・心臓疾患及び精神障害等事案に係る処理経過簿」については、平成22年度において労災請求された事案及び決定した事案を入力する前に、「年度更新」（平成21年度の処理経過簿を保存し、平成22年度用の処理経過簿を作成するシステム上の機械処理）を行っていただく必要がありますが、この「年度更新」については、当室における平成21年度の労災補償状況の取りまとめ作業の進捗を見つつ、後日、別途貴局あて依頼することとします。

## 2 審査請求等による原処分取消事案に係る報告

以下の①～④のすべての要件を満たすものについては、別添の様式1又は2に所要の事項を記載し、平成22年4月16日(金)までに、労働基準行政システム全国掲示板に「エクセルファイル」の掲載をお願いします。

- ① 労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る脳・心臓疾患又は精神障害等事案であること
- ② 原処分において、労働基準監督署長により業務外と判断され不支給決定されたこと
- ③ ②の不支給決定後、労災保険審査官による決定等により、原処分が取り消され、労働基準監督署で支給決定されたこと
- ④ ③の支給決定が平成21年度に行われていること

原処分取消事案一覧表(脳・心臓疾患事案)

番号	担当署	労働者氏名	性別	生年月日	当初の労災請求時における生死	原処分日(不支給決定日)	分類	支給決定時の情報を記入のこと								
								支給決定日	発症年月日	疾病名	業種(日本標準産業分類:大分類)	業種(日本標準産業分類:中分類)	職種(日本標準職業分類:大分類)	職種(日本標準職業分類:中分類)	認定要件	時間外労働時間数 (発症前1か月の期間が労働時間数及び発症前2か月ないし6か月における月平均の時間外労働時間数のうちの最大値)
記入例	三田	●●●●	男	S42.1.10	死	H18.6.10	審査請求	H19.7.25	H17.4.15	心筋梗塞	製造業	食料品製造業	事務従事者	一般事務従事者	長期過重	72時間
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																

注1)本表は、労災保険審査官による決定等により、原処分(不支給決定)が取り消され、平成21年度に支給決定された労働者について記載すること。  
 注2)「分類」については、原処分取消しの契機に応じて、「審査請求」、「再審査請求」等を記入すること。  
 注3)「支給決定日」については、労働基準監督署での支給決定日を記入すること(取消決定日や裁決日等ではない)。  
 注4)「認定要件」については、当該事案が満たした認定要件に応じて、「異常」、「短期過重」、「長期過重」のいずれかを記入すること。  
 注5)「時間外労働時間数」については、「長期過重」で認定した事案に限り記入すること。1時間未満の端数がある場合、小数点第1位を四捨五入すること(「例えば「71.5時間」は「72時間」とする)。  
 注6)該当事案が15名以上いる場合は、適宜、「行」を増やして事案を記載すること。  
 注7)該当事案がない場合には、その旨を本省補償課職業病認定対策室まで連絡すること。

原処分取消事案一覧表(精神障害等事案)

番号	担当署	労働者氏名	性別	生年月日	当初の労災請求時における自殺(未遂を含む。)と非自殺の別	原処分日(不支給決定日)	分類	支給決定時の情報を記入のこと								
								支給決定日	発病年月日(発病時期)	疾病名	業種(日本標準産業分類:大分類)	業種(日本標準産業分類:中分類)	職種(日本標準職業分類:大分類)	職種(日本標準職業分類:中分類)	出来事コード	時間外労働時間数(精神障害の発病に關与した出来事が発生した月から精神障害が発病した月までの間における1か月平均の労働時間数)
記入例	三田	●●●●	男	S42.1.10	非自殺	H18.6.10	審査請求	H19.7.25	H17.4中旬	うつ病エピソード	製造業	食料品製造業	事務従事者	一般事務従事者	310	72時間
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																

注1)本表は、労災保険審査官による決定等により、原処分(不支給決定)が取り消され、平成21年度に支給決定された労働者について記載すること。

注2)「分類」については、原処分取消しの契機に応じて、「審査請求」、「再審査請求」等を記入すること。

注3)「支給決定日」については、変更された支給決定日を記入すること(取消決定日や裁決日等ではない)。

注4)「出来事コード」については、別紙「出来事コード一覧表」を参考に記入すること。

注4)「時間外労働時間数」の記入要領については、平成20年1月23日付け本省補償課職業病認定対策室長事務連絡「精神障害等事案に係る「脳・心臓疾患/精神障害処理経過簿システム操作マニュアル」の一部改正について」を参照すること。

注5)該当者が15名以上いる場合は、適宜、「行」を増やして事案を記載すること。

注6)該当者がいない場合には、その旨を本省補償課職業病認定対策室あて連絡すること。

出来事コード一覧表(1)

出来事の種類	具体的な出来事	コード
1 事故や災害の体験	重度の病気やケガをした	110
	悲惨な事故や災害の体験(目撃)をした	120
2 仕事の失敗、過重な責任の発生等	交通事故(重大な人身事故、重大事故)を起こした	210
	労働災害(重大な人身事故、重大事故)の発生に直接関与した	215
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした	220
	会社で起きた事故(事件)について、責任を問われた	225
	違法行為を強要された	230
	自分の関係する仕事で多額の損失を出した	235
	達成困難なノルマが課された	240
	ノルマが達成できなかった	245
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	250
	顧客や取引先から無理な注文を受けた	255
	顧客や取引先からクレームを受けた	260
	研修、会議等の参加を強要された	265
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	270
上司が不在になることにより、その代行を任された	275	
3 仕事の量・質の変化	仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった	310
	勤務・拘束時間が長時間化する出来事が生じた	320
	勤務形態に変化があった	330
	仕事のペース、活動の変化があった	340
	職場のOA化が進んだ	350
4 身分の変化等	退職を強要された	410
	出向した	420
	左遷された	430
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた	440
	早期退職制度の対象となった	450
5 役割・地位等の変化	転勤をした	510
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	520
	配置転換があった	530
	自分の昇格・昇進があった	540
	部下が減った	550
	部下が増えた	560
	同一事業場内での所属部署が統廃合された	570
	担当ではない業務として非正規社員のマネジメント、教育を行った	580

(注) 但し、具体的な出来事に合致せず、類推した場合には、3桁目の「0」又は「5」を「9」と記入すること。

出来事コード一覧表（2）

出来事の種類	具体的な出来事	コード
6 対人関係の トラブル	ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	610
	セクシュアルハラスメントを受けた	620
	上司とのトラブルがあった	630
	部下とのトラブルがあった	640
	同僚とのトラブルがあった	650
7 対人関係の変化	理解してくれていた人の異動があった	710
	上司が替わった	720
	昇進で先を越された	730
	同僚の昇進・昇格があった	740
8 特別な出来事	心理的負荷が極度のもの	810
	業務上の傷病により6か月を超えて 療養中の者に発病した精神障害	820
	極度の長時間労働	830

(注) 但し、具体的な出来事に合致せず、類推した場合には、3桁目の「0」又は「5」を「9」と記入すること。

報道関係者 各位

平成22年6月14日

労働基準局 労災補償部 補償課  
職業病認定対策室

(担当) 室長 渡辺 輝生

室長補佐 幡野 一成

(電話)03-5253-1111(内線 5569、5573)

(夜間直通)03-3502-6750

### 平成21年度における脳・心臓疾患及び精神障害等に係る 労災補償状況について

#### ～精神障害等に係る労災請求件数が前年比2割超の増加～

#### 1 「過労死」等事案の労災補償状況(別添資料(表 1-1～7、図 1-1～4)のとおり)

- ① 請求件数は767件であり、前年度に比べ122件(13.7%)減少。
- ② 支給決定件数は293件であり、前年度に比べ84件(22.3%)減少。
- ③ 業種別では請求件数、支給決定件数ともに「運輸業、郵便業」に分類される「道路貨物運送業」が最も多い。
- ④ 職種別では請求件数、支給決定件数ともに「運輸・通信従事者」に分類される「自動車運転者」が最も多い。
- ⑤ 年齢別では請求件数は50～59歳、支給決定件数は40～49歳が最も多い。

#### 2 精神障害等事案の労災補償状況(別添資料(表 2-1～8、図 2-1～4)のとおり)

- ① 請求件数は1136件であり、前年度に比べ209件(22.5%)増加。
- ② 支給決定件数は234件であり、前年度に比べ35件(13.0%)減少。
- ③ 業種別では請求件数は「医療、福祉」に分類される「社会保険・社会福祉・介護事業」、支給決定件数は「建設業」に分類される「総合工事業」が最も多い。
- ④ 職種別では請求件数は「事務従事者」に分類される「一般事務従事者」、支給決定件数は「販売従事者」に分類される「商品販売従事者」が最も多い。
- ⑤ 年齢別では請求件数、支給決定件数ともに30～39歳が最も多い。

表1-1 脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）の労災補償状況

(件)

区分		年度				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
脳・心臓疾患	請求件数	869	938	931	889	767
	決定件数	749	818	856	797	709
	うち支給決定件数 (認定率)	330 (44.1%)	355 (43.4%)	392 (45.8%)	377 (47.3%)	293 (41.3%)
うち死亡	請求件数	336	315	318	304	237
	決定件数	328	303	316	313	253
	うち支給決定件数 (認定率)	157 (47.9%)	147 (48.5%)	142 (44.9%)	158 (50.5%)	106 (41.9%)

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況

(件)

区分		年度				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
脳・心臓疾患	支給決定件数	4	4	8	16	10
	うち死亡	3	3	5	8	6

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係る脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）について集計したものである。  
 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外いずれかの決定を行った件数であり、当該年度に請求されたものに限るものではない。  
 3 支給決定件数は、決定件数のうち業務上として認定した件数である。  
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。  
 5 審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数に含めていない。

図1-1 脳・心臓疾患に係る労災請求・決定件数の推移

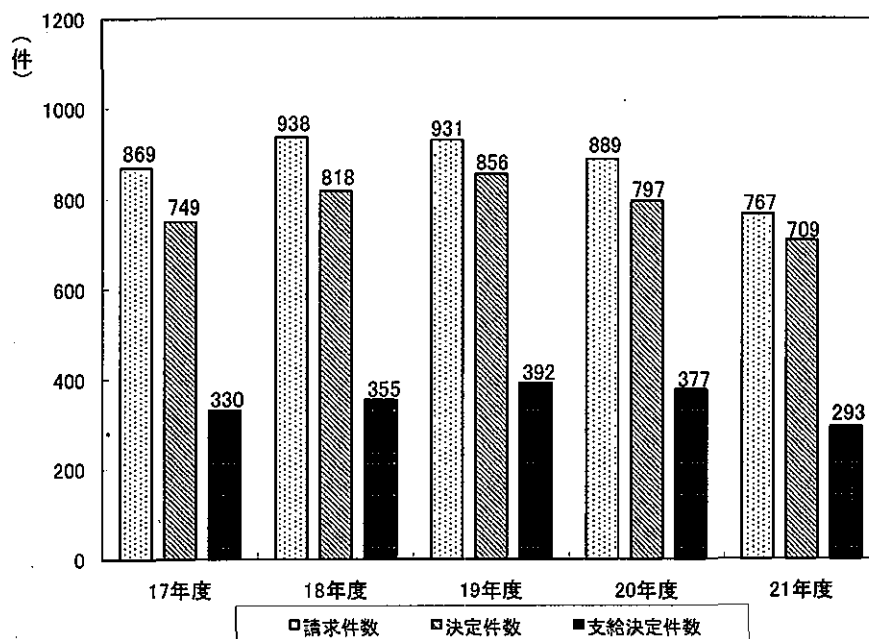




表1-2 脳・心臓疾患の業種別請求、決定及び支給決定件数一覧

(件)

業種	平成20年度			平成21年度		
	請求件数	決定件数	支給決定件数	請求件数	決定件数	支給決定件数
農業・林業・漁業・鉱業、採石業、砂利採取業	6	5	2	8	6	1
製造業	129	104	48	87	95	32
建設業	108	109	42	112	90	30
運輸業、郵便業	188	174	99	155	157	85
卸売・小売業	167	124	62	103	112	46
金融業・保険業	5	7	2	11	11	2
教育、学習支援業	16	11	5	17	9	2
医療、福祉	35	39	15	45	28	9
情報通信業	24	22	11	24	24	9
宿泊業、飲食サービス業	57	53	39	48	36	21
その他の事業(上記以外の事業)	154	149	52	157	141	56
合計	889	797	377	767	709	293

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

図1-2 業種別構成比

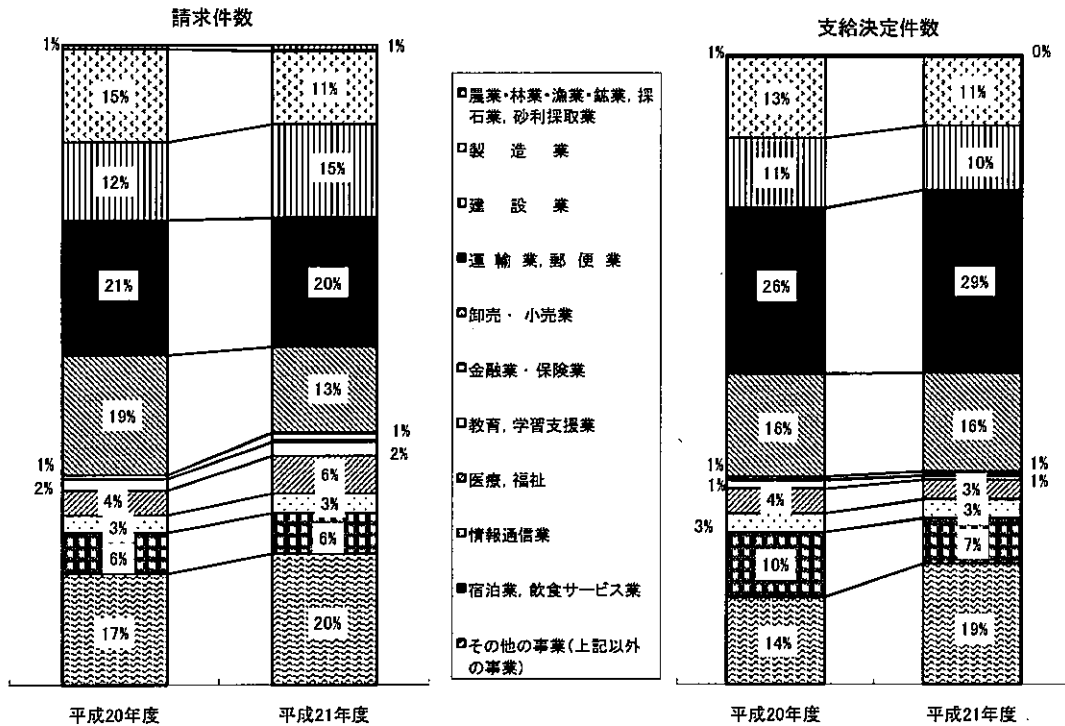


表1-2-1 脳・心臓疾患の請求件数の多い業種(中分類、上位15業種)

平成21年度

	業種(大分類)	業種(中分類)	件数
1	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	113
2	建設業	総合工事業	54
3	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	52
4	建設業	設備工事業	32
5	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	30
6	運輸業, 郵便業	道路旅客運送業	29
7	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	26
8	卸売・小売業	その他の小売業	25
8	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	25
10	卸売・小売業	飲食料品小売業	22
11	医療, 福祉	医療業	20
12	学術研究, 専門・技術サービス業	専門サービス業(他に分類されないもの)	19
13	宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業	18
14	製造業	食料品製造業	16
15	情報通信業	情報サービス業	15

注 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

表1-2-2 脳・心臓疾患の支給決定件数の多い業種(中分類、上位15業種)

平成21年度

	業種(大分類)	業種(中分類)	件数
1	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	65
2	運輸業, 郵便業	道路旅客運送業	19
3	建設業	総合工事業	18
3	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	18
5	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	13
6	卸売・小売業	機械器具小売業	10
6	卸売・小売業	その他の小売業	10
6	学術研究, 専門・技術サービス業	専門サービス業(他に分類されないもの)	10
9	卸売・小売業	飲食料品卸売業	8
9	卸売・小売業	飲食料品小売業	8
11	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	6
11	建設業	設備工事業	6
11	情報通信業	情報サービス業	6
11	生活関連サービス業, 娯楽業	娯楽業	6
14	製造業	食料品製造業	5
14	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	5

注 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

表1-3 脳・心臓疾患の職種別請求、決定及び支給決定件数一覧

(件)

職種	年度	平成20年度			平成21年度		
		請求件数	決定件数	支給決定件数	請求件数	決定件数	支給決定件数
専門的・技術的職業従事者		123	122	59	104	86	36
管理的職業従事者		93	85	51	57	66	30
事務従事者		111	93	42	103	96	37
販売従事者		90	73	41	73	72	37
サービス職業従事者		84	87	40	82	67	26
運輸・通信従事者		196	171	98	158	164	85
生産工程・労務作業		157	134	39	152	127	35
その他の職種(上記以外の職種)		35	32	7	38	31	7
合計		889	797	377	767	709	293

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業員などである。

図1-3 職種別構成比

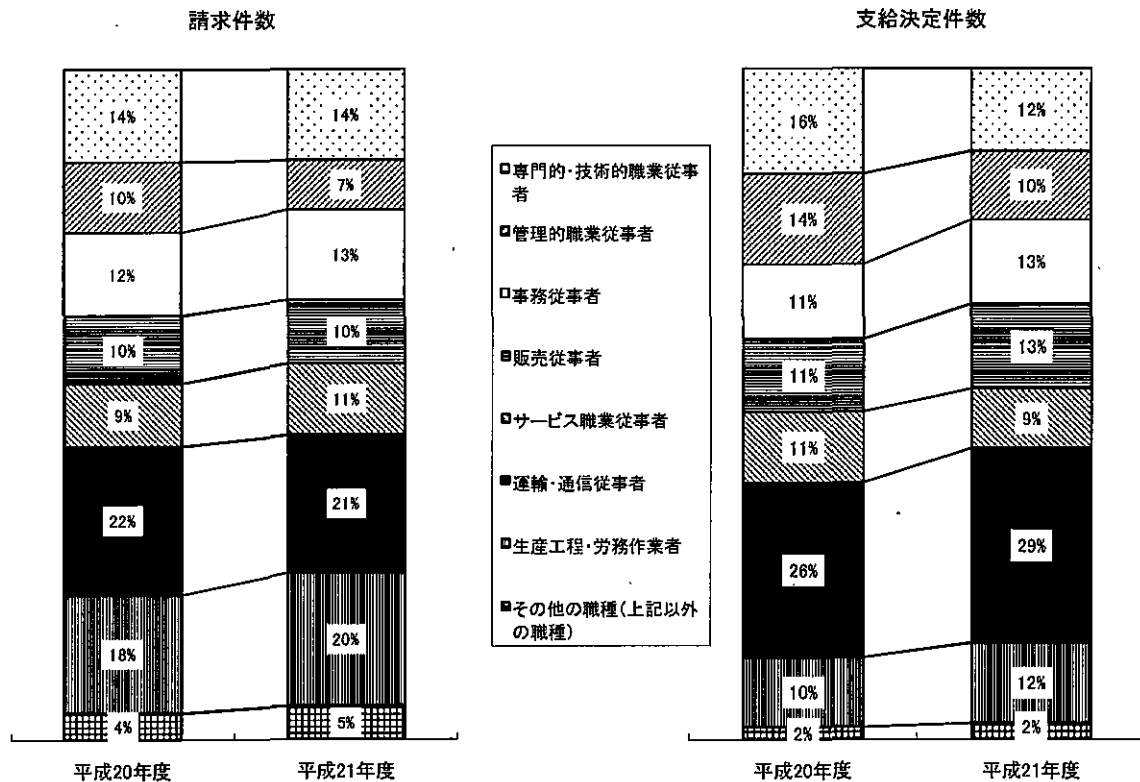


表1-3-1 脳・心臓疾患の請求件数の多い職種(中分類、上位15職種)

平成21年度

	職種(大分類)	職種(中分類)	件数
1	運輸・通信従事者	自動車運転者	145
2	販売従事者	商品販売従事者	65
3	事務従事者	一般事務従事者	63
4	生産工程・労務作業(1-3 採掘・建設・労務作業)	建設作業(建設躯体工事作業を除く)	41
5	事務従事者	営業・販売事務従事者	28
5	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	28
5	保安職業従事者	その他の保安職業従事者	28
8	管理的職業従事者	会社・団体等管理職員	27
9	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	23
10	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	21
11	生産工程・労務作業(1-3 採掘・建設・労務作業)	その他の労務作業	19
12	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	18
13	専門的・技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	15
13	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	15
15	生産工程・労務作業(1-3 採掘・建設・労務作業)	土木作業従事者	14

注 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

表1-3-2 脳・心臓疾患の支給決定件数の多い職種(中分類、上位15職種)

平成21年度

	職種(大分類)	職種(中分類)	件数
1	運輸・通信従事者	自動車運転者	84
2	販売従事者	商品販売従事者	33
3	事務従事者	一般事務従事者	25
4	管理的職業従事者	会社・団体等管理職員	17
5	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	10
6	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	9
6	事務従事者	営業・販売事務従事者	9
8	専門的・技術的職業従事者	情報処理技術者	7
8	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	7
8	専門的・技術的職業従事者	機械・電気技術者	7
8	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	7
8	生産工程・労務作業 者(採掘・建設・労務作業 者)	建設作業(建設躯体工事作業 者を除く)	7
13	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	6
14	生産工程・労務作業 者(製造・制作作業 者)	その他の製造・制作作業 者	5
14	保安職業従事者	その他の保安職業従事者	5

注 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

表1-4 脳・心臓疾患の年齢別請求、決定及び支給決定件数一覧

(件)

年齢	年度	平成20年度						平成21年度					
		請求件数		決定件数		支給決定件数		請求件数		決定件数		支給決定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19歳以下		0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
20～29歳		24	13	20	13	8	6	16	8	14	7	11	5
30～39歳		98	52	99	49	62	34	79	27	86	40	57	28
40～49歳		217	89	189	81	116	48	187	70	196	85	90	37
50～59歳		327	102	317	115	142	58	279	83	237	79	87	26
60歳以上		223	48	171	54	49	12	206	49	176	42	48	10
合計		889	304	797	313	377	158	767	237	709	253	293	106

図1-4 年齢別構成比

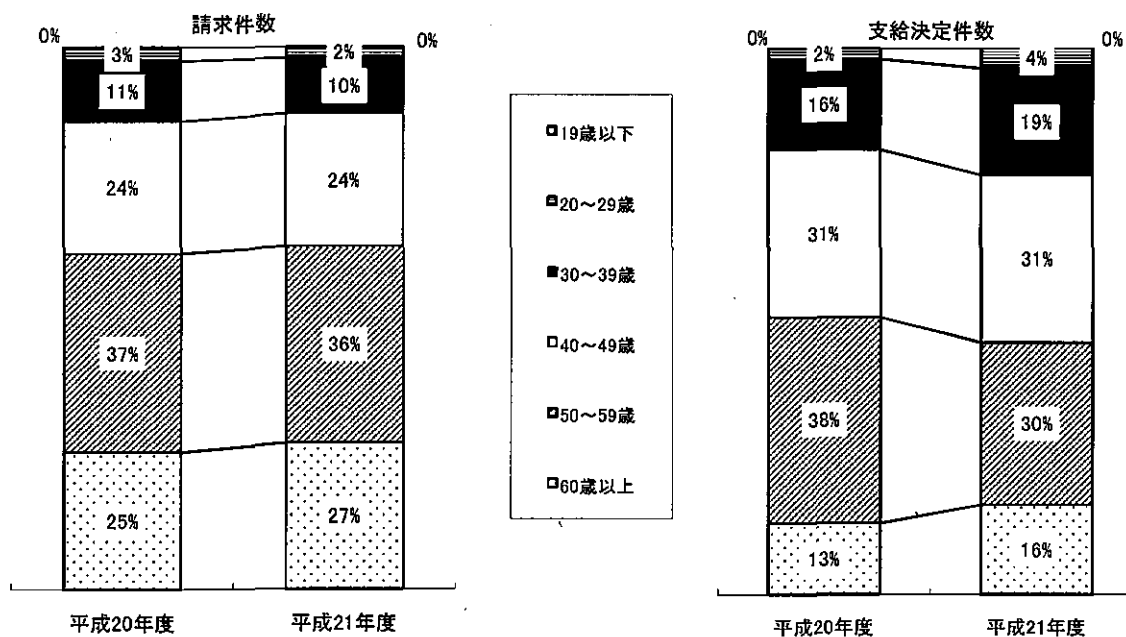


表1-5 脳血管疾患及び虚血性心疾患等(「過労死」等事案)の労災補償状況 (都道府県別)

平成21年度

	脳血管疾患						虚血性心疾患等						合計					
	請求件数		決定件数		支給決定件数		請求件数		決定件数		支給決定件数		請求件数		決定件数		支給決定件数	
	うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
北海道	19	2	16	1	11		10	6	5	4	2	2	29	8	21	5	13	2
青森	2						2	1	2	1	1	1	4	1	2	1	1	1
岩手	1		1	1									1		1	1		
宮城	18	1	12	2	2		6	4	7	5	3	3	24	5	19	7	5	3
秋田	1		2		1								1		2		1	
山形	2	2	2	2			1		1		1		3	2	3	2	1	
福島	3	1	7	2	4		3	3	3	3	1	1	6	4	10	5	5	1
茨城	5	2	7	3	1	1	4	4	3	3	2	2	9	6	10	6	3	3
栃木							2	1					2	1				
群馬	7	5	6	3	5	3	5	5	4	3	3	2	12	10	10	6	8	5
埼玉	18	5	15	2	7		13	11	15	14	7	7	31	16	30	16	14	7
千葉	16	3	18	2	10		13	4	10	2	4	1	29	7	28	4	14	1
東京	92	10	78	13	32	3	38	24	35	25	13	9	130	34	113	38	45	12
神奈川	44	7	38	2	16	2	28	12	28	14	14	8	72	19	66	16	30	10
新潟	2		2		1		3	1	4	2	2	1	5	1	6	2	3	1
富山							2		4	2	2	1	2		4	2	2	1
石川	5	1	2		1								5	1	2		1	
福井	1		2	1			2	2	2	2	1	1	3	2	4	3	1	1
山梨	3		3	2			2		2	2	2	2	5		5	4	2	2
長野	3	1	5		1		2		3	3			5	1	8	3	1	
岐阜	4	2	6	1	3		2		4	3			6	2	10	4	3	
静岡	4	2	5	2	4	1	3	3	4	3	2	2	7	5	9	5	6	3
愛知	23	4	20	5	6	3	11	10	12	10	5	5	34	14	32	15	11	8
三重	6	1	8	1	2		1	1	2	1	1	1	7	2	10	2	3	1
滋賀	3	1	5	1	1		5	2	7	4	2	1	8	3	12	5	3	1
京都	22	4	26	5	4	1	10	2	9	5	3	1	32	6	35	10	7	2
大阪	56	8	51	10	17	3	28	15	28	15	7	5	84	23	79	25	24	8
兵庫	21	1	20	2	7	1	14	6	12	7	5	2	35	7	32	9	12	3
奈良	7	1	3		2		3	1	3	2			10	2	6	2	2	
和歌山	4		4		2		4	2	7	5	2	1	8	2	11	5	4	1
鳥取	3		2		2								3		2		2	
島根			1		1										1		1	
岡山	4	2	4		2		6	2	4	2	2	1	10	4	8	2	4	1
広島	15	1	12	1	6		5	3	5	3	2	1	20	4	17	4	8	1
山口	4	1	5	2	2	1	2	1	3	2	1		6	2	8	4	3	1
徳島	5	1	3	2	1	1	4	2	1		1		9	3	4	2	2	1
香川	1		2		2		2	2	1	1	1	1	3	2	3	1	3	1
愛媛	7	2	5	2	2		3	3	2	2			10	5	7	4	2	
高知	6	2	1		1		1	1	1	1	1	1	7	3	2	1	2	1
福岡	12	5	9	2	4	1	7	4	8	4	6	4	19	9	17	6	10	5
佐賀	7	2	3		1		2		3	2	2	2	9	2	6	2	3	2
長崎	5		2		2		2	2	4	3	1	1	7	2	6	3	3	1
熊本	14	5	10	4	4	2	4	3	6	5	5	4	18	8	16	9	9	6
大分	4	2	2	1	2	1	2		1	1	1	1	6	2	3	2	3	2
宮崎	8	1	5	1	1		4	2	5	2	2	2	12	3	10	3	3	2
鹿児島	9	2	4	2	2	1	3	1	4	2	2	2	12	3	8	4	4	3
沖縄	5	1	8	2	5	1	2		3	1	1	1	7	1	11	3	6	2
合計	501	91	442	82	180	26	266	146	267	171	113	80	767	237	709	253	293	106



表1-6 脳・心臓疾患で支給決定された事案  
 (1か月平均の時間外労働時間数別)

(件)

区分	年度	平成20年度		平成21年度	
			うち死亡		うち死亡
45 時 間 未 満		1	0	0	0
45時間以上～60時間未満		1	1	1	0
60時間以上～80時間未満		21	10	17	11
80時間以上～100時間未満		131	62	119	44
100時間以上～120時間未満		103	41	76	20
120時間以上～140時間未満		49	22	30	15
140時間以上～160時間未満		31	11	19	6
160 時 間 以 上		24	6	18	6
そ の 他		16	5	13	4
合 計		377	158	293	106

注 その他の件数は、認定要件のうち、「異常な出来事への遭遇」又は「短期間の過重業務」により支給決定された事案の件数である。

表1-7 脳・心臓疾患の就業形態別決定及び支給決定件数一覧

平成21年度（件）

区分	年度	決定件数		支給決定件数	
			うち死亡		うち死亡
正規職員・従業員		577	220	270	104
契約社員		22	7	1	0
派遣労働者		8	1	2	0
パート・アルバイト		48	14	8	1
その他(特別加入者等)		54	11	12	1
合計		709	253	293	106

注 雇用形態の区分は以下のとおりである。

- 1 正規職員・従業員  
一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
- 2 契約社員  
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
- 3 派遣労働者  
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
- 4 パート・アルバイト  
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

表2-1 精神障害等の労災補償状況

(件)

区分		年度				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
精神障害等	請求件数	656	819	952	927	1136
	決定件数	449	607	812	862	852
	うち支給決定件数 (認定率)	127 (28.3%)	205 (33.8%)	268 (33.0%)	269 (31.2%)	234 (27.5%)
うち自殺	請求件数	147	176	164	148	157
	決定件数	106	156	178	161	140
	うち支給決定件数 (認定率)	42 (39.6%)	66 (42.3%)	81 (45.5%)	66 (41.0%)	63 (45.0%)

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況

(件)

区分		年度				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
精神障害等	支給決定件数	5	10	15	22	13
	うち自殺	4	8	10	11	11

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係る精神障害等について集計したものである。  
 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外いずれかの決定を行った件数であり、当該年度に請求されたものに限るものではない。  
 3 支給決定件数は、決定件数のうち業務上として認定した件数である。  
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。  
 5 審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数に含めていない。

図2-1 精神障害等に係る労災請求・決定件数の推移

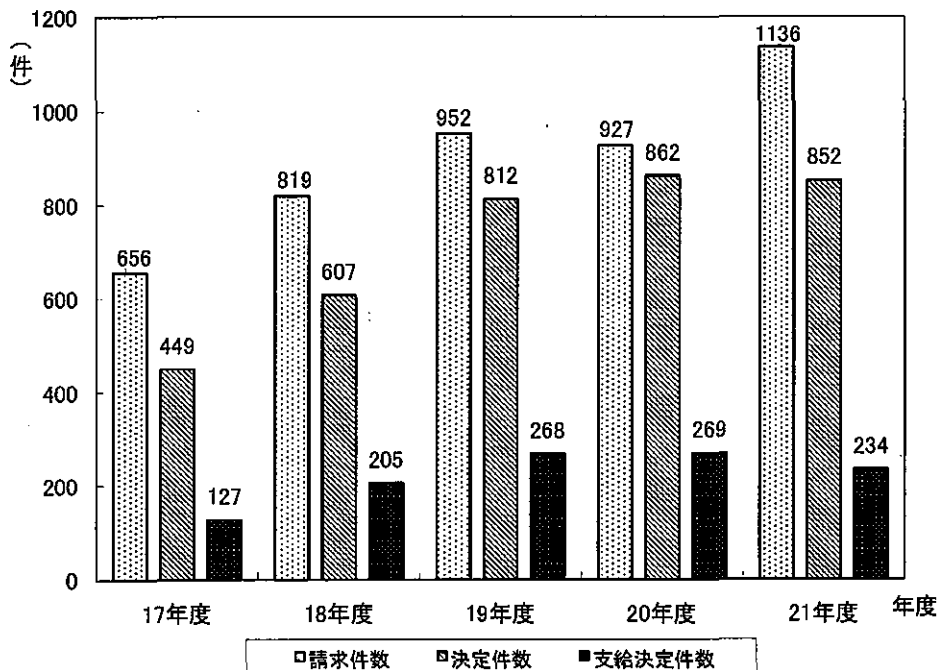


表2-2 精神障害等の業種別請求、決定及び支給決定件数一覧

(件)

業種	平成20年度			平成21年度		
	請求件数	決定件数	支給決定件数	請求件数	決定件数	支給決定件数
農業・林業・漁業・鉱業、採石業、砂利採取業	7	5	3	8	8	2
製造業	168	150	50	205	168	43
建設業	71	62	22	70	60	26
運輸業、郵便業	85	81	23	101	72	23
卸売・小売業	157	138	48	187	140	36
金融業・保険業	43	35	11	41	41	10
教育、学習支援業	27	26	12	29	22	4
医療、福祉	122	105	26	127	98	21
情報通信業	50	50	17	67	48	12
宿泊業、飲食サービス業	38	34	14	56	39	15
その他の事業(上記以外の事業)	159	176	43	245	156	42
合計	927	862	269	1136	852	234

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

図2-2 業種別構成比

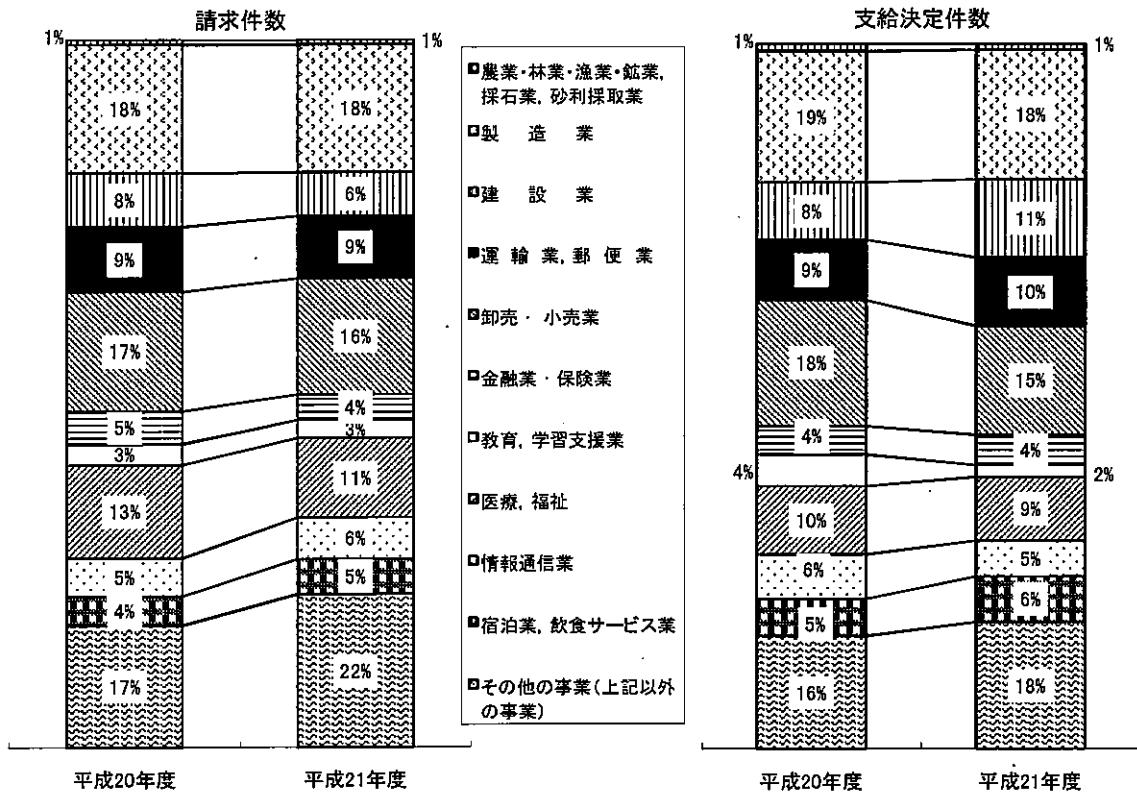


表2-2-1 精神障害等の請求件数の多い業種(中分類、上位15業種)

平成21年度

	業種(大分類)	業種(中分類)	件数
1	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	66
2	医療, 福祉	医療業	60
3	卸売・小売業	その他の小売業	58
4	情報通信業	情報サービス業	48
5	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	46
6	分類不能の産業	分類不能の産業	41
7	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	39
8	運輸業, 郵便業	道路旅客運送業	38
8	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	38
10	建設業	総合工事業	35
11	製造業	電気機械器具製造業	31
12	学術研究, 専門・技術サービス業	専門サービス業(他に分類されないもの)	29
13	製造業	食料品製造業	27
14	卸売・小売業	各種商品小売業	26
15	製造業	輸送用機械器具製造業	25

注 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

表2-2-2 精神障害等の支給決定件数の多い業種(中分類、上位15業種)

平成21年度

	業種(大分類)	業種(中分類)	件数
1	建設業	総合工事業	15
2	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	13
3	情報通信業	情報サービス業	11
3	医療, 福祉	医療業	11
5	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	10
5	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	10
7	建設業	設備工事業	8
7	卸売・小売業	その他の小売業	8
9	運輸業, 郵便業	道路旅客運送業	7
9	卸売・小売業	各種商品小売業	7
9	金融・保険業	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)	7
9	学術研究, 専門・技術サービス業	専門サービス業(他に分類されないもの)	7
13	製造業	食料品製造業	6
13	製造業	電気機械器具製造業	6
13	製造業	輸送用機械器具製造業	6

注 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

表2-3 精神障害等の職種別請求、決定及び支給決定件数一覧

(件)

職種	年度	平成20年度			平成21年度		
		請求件数	決定件数	支給決定件数	請求件数	決定件数	支給決定件数
専門的・技術的職業従事者		227	215	69	241	202	65
管理的職業従事者		58	56	22	56	43	22
事務従事者		240	206	45	301	218	40
販売従事者		99	90	33	145	93	32
サービス職業従事者		76	74	27	112	71	14
運輸・通信従事者		65	61	20	77	54	16
生産工程・労務作業		148	147	51	186	164	44
その他の職種(上記以外の職種)		14	13	2	18	7	1
合計		927	862	269	1136	852	234

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業員などである。

図2-3 職種別構成比

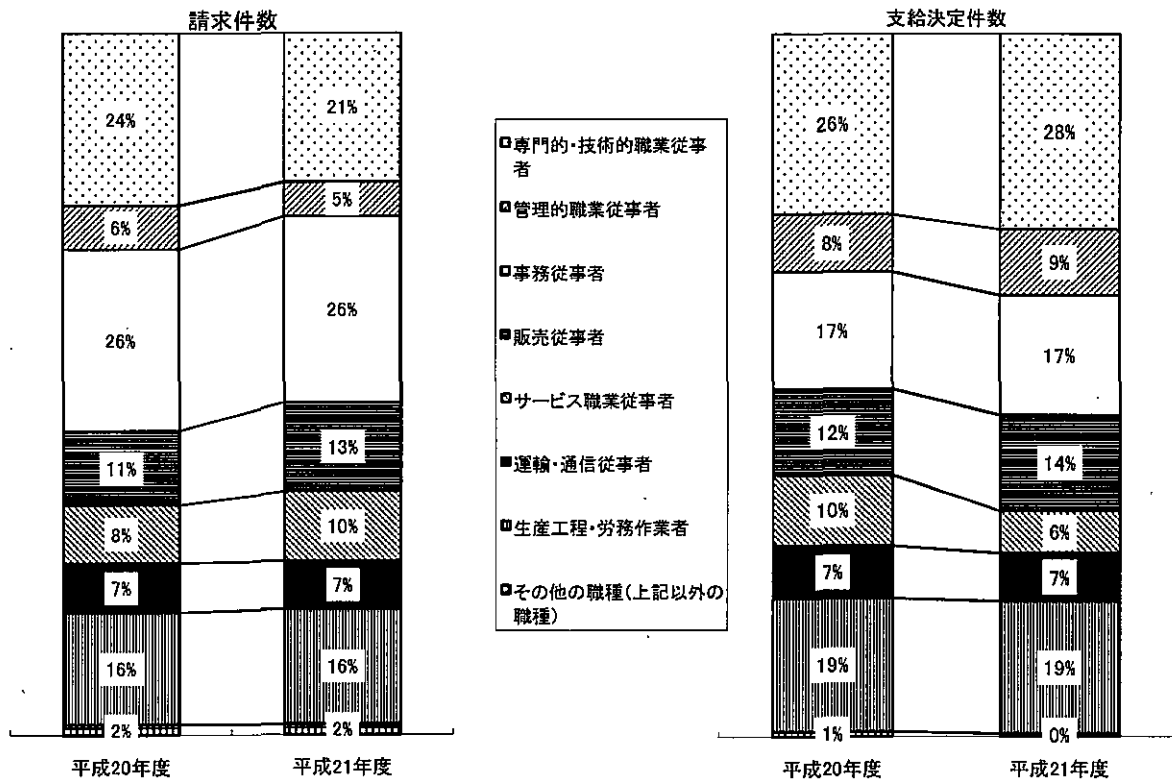


表2-3-1 精神障害等の請求件数の多い職種(中分類、上位15職種)

平成21年度

	職種(大分類)	職種(中分類)	件数
1	事務従事者	一般事務従事者	187
2	販売従事者	商品販売従事者	128
3	事務従事者	営業・販売事務従事者	82
4	運輸・通信従事者	自動車運転者	66
5	専門的・技術的職業従事者	情報処理技術者	48
5	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	48
7	専門的・技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	35
8	専門的・技術的職業従事者	保健師、助産師、看護師	31
8	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	31
10	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	26
11	専門的・技術的職業従事者	その他の専門的職業従事者	25
11	生産工程・労務作業(Ⅰ-1 製造・制作作業)	食料品製造作業(精穀・製粉・調味食品製造作業を除く)	25
13	管理的職業従事者	会社・団体等管理職員	24
14	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	23
15	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	22

注 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。



表2-3-2 精神障害等の支給決定件数の多い職種(中分類、上位15職種)

平成21年度

	職種(大分類)	職種(中分類)	件数
1	販売従事者	商品販売従事者	27
2	事務従事者	一般事務従事者	25
3	運輸・通信従事者	自動車運転者	14
4	専門的・技術的職業従事者	情報処理技術者	13
5	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	10
5	管理的職業従事者	会社・団体等管理職員	10
5	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	10
8	専門的・技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	9
8	専門的・技術的職業従事者	機械・電気技術者	9
8	専門的・技術的職業従事者	その他の専門的職業従事者	9
11	事務従事者	営業・販売事務従事者	8
12	専門的・技術的職業従事者	保健師、助産師、看護師	7
12	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	7
14	販売従事者	販売類似職業従事者	5
14	生産工程・労務作業 者(製造・制作作業 者)	食料品製造作業 者(精穀・製粉・調 味食品製造作業 者を除く)	5

注 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

表2-4 精神障害等の年齢別請求、決定及び支給決定件数一覧

(件)

年度 年齢	平成20年度						平成21年度					
	請求件数		決定件数		支給決定件数		請求件数		決定件数		支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺
19歳以下	4	1	7	1	1	0	10	1	3	1	1	0
20～29歳	224	31	194	23	70	10	255	39	207	30	55	8
30～39歳	303	31	282	36	74	11	364	37	276	27	75	13
40～49歳	239	44	222	43	69	15	316	41	224	43	57	20
50～59歳	132	31	129	44	43	24	153	30	120	32	38	17
60歳以上	25	10	28	14	12	6	38	9	22	7	8	5
合計	927	148	862	161	269	66	1136	157	852	140	234	63

図2-4 年齢別構成比

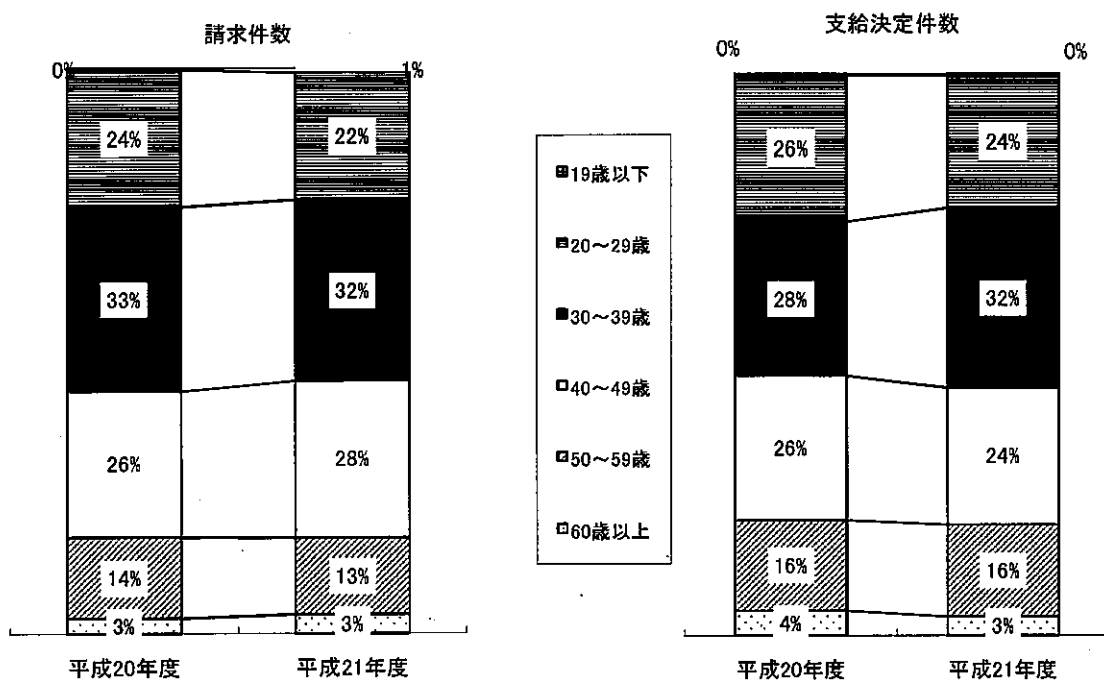


表2-5 精神障害等の労災補償状況(都道府県別)

平成21年度

	精神障害等					
	請求件数		決定件数		支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺
北海道	64	4	32	4	11	3
青森	3	2	2	1		
岩手	10	1	2	1	2	1
宮城	26	7	20	5	12	3
秋田	8	2	4	1	3	
山形	10	3	7		1	
福島	11	1	12	2	3	1
茨城	16	2	10	2	3	
栃木	7	1	4	2	1	
群馬	11		5	3	3	3
埼玉	30	5	25	2	5	1
千葉	38	10	22	7	11	5
東京	201	24	142	18	33	6
神奈川	94	10	74	9	15	1
新潟	15	5	6	2	4	2
富山	6	2	2			
石川	5	2	3	1		
福井	10	2	7	1	2	
山梨	7	2	4	1	1	1
長野	11		7		4	
岐阜	11		12	1	6	
静岡	16	5	18	4	8	3
愛知	63	10	68	16	14	6
三重	16	2	18	2	3	1
滋賀	6	2	8	2		
京都	55	4	41	3	12	
大阪	160	16	120	12	26	7
兵庫	43	7	39	4	11	3
奈良	7	1	7	1	4	1
和歌山	10		4		1	
鳥取	2	1	1			
島根	2					
岡山	16	5	13	5	6	3
広島	22	2	16	3	2	
山口	5		3	1	2	1
徳島	4		5	1	1	
香川	5	1	5	3	1	1
愛媛	11	3	8	2	1	
高知	10		1			
福岡	37	3	22	3	7	2
佐賀	5		6	2	2	1
長崎	6	4	5		1	
熊本	13	3	5	2	2	2
大分	3	1	8	4	2	2
宮崎	7	1	11	6	3	2
鹿児島	10	1	7		2	
沖縄	8		11	1	3	1
合計	1136	157	852	140	234	63

表2-6 精神障害等で支給決定された事案  
 (1か月平均の時間外労働時間数別)

(件)

区分	年度	平成20年度		平成21年度	
			うち自殺		うち自殺
20 時 間 未 満		69	7	16	3
20 時 間 以 上 ～ 40 時 間 未 満		9	4	6	0
40 時 間 以 上 ～ 60 時 間 未 満		10	4	5	2
60 時 間 以 上 ～ 80 時 間 未 満		15	7	8	2
80 時 間 以 上 ～ 100 時 間 未 満		22	8	12	3
100 時 間 以 上 ～ 120 時 間 未 満		31	15	24	13
120 時 間 以 上 ～ 140 時 間 未 満		24	7	20	10
140 時 間 以 上 ～ 160 時 間 未 満		10	4	11	2
160 時 間 以 上		20	5	9	4
そ の 他		59	5	123	24
合 計		269	66	234	63

注 その他の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、時間外労働時間数に関係なく業務上と判断した事案の件数である。

表2-7 精神障害等の就業形態別決定及び支給決定件数一覧

(件)

区分	年度	決定件数		支給決定件数	
			うち自殺		うち自殺
正規職員・従業員		731	133	207	60
契約社員		30	0	6	0
派遣労働者		30	4	4	2
パート・アルバイト		54	0	15	0
その他(特別加入者等)		7	2	2	1
合計		852	139	234	63

注 雇用形態の区分は以下のとおりである。

- 1 正規職員・従業員  
一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
- 2 契約社員  
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
- 3 派遣労働者  
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
- 4 パート・アルバイト  
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

表2-8 精神障害等の出来事別決定及び支給決定件数一覧

出来事の種類	具体的な出来事	決定件数		支給決定件数	
			うち自殺		うち自殺
1 事故や災害の体験	重度の病気やケガをした	69	3	16	2
	悲惨な事故や災害の体験(目撃)をした	64	1	37	0
2 仕事の失敗、過重な責任の発生等	交通事故(重大な人身事故、重大事故)を起こした	3	0	0	0
	労働災害(重大な人身事故、重大事故)の発生に直接関与した	3	0	2	0
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした	13	7	5	4
	会社で起きた事故(事件)について、責任を問われた	10	4	3	2
	違法行為を強要された	3	3	2	2
	自分の関係する仕事で多額の損失を出した	4	3	2	1
	達成困難なノルマが課された	6	3	3	2
	ノルマが達成できなかった	7	3	2	1
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	9	4	4	2
	顧客や取引先から無理な注文を受けた	3	0	2	0
	顧客や取引先からクレームを受けた	14	4	6	2
	研修、会議等の参加を強要された	0	0	0	0
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	2	1	0	0
	上司が不在になることにより、その代行を任された	2	1	0	0
3 仕事の量・質の変化	仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった	114	38	55	23
	勤務・拘束時間が長時間化する出来事が生じた	44	16	25	13
	勤務形態に変化があった	3	2	0	0
	仕事のペース、活動の変化があった	5	2	0	0
	職場のOA化が進んだ	0	0	0	0
4 身分の変化等	退職を強要された	20	2	3	0
	出向した	5	1	1	0
	左遷された	2	0	0	0
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた	2	0	0	0
	早期退職制度の対象となった	2	0	0	0
5 役割・地位等の変化	転勤をした	28	3	5	1
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	5	0	0	0
	配置転換があった	24	2	1	0
	自分の昇格・昇進があった	11	2	0	0
	部下が減った	1	0	0	0
	部下が増えた	1	0	0	0
	同一事業場内での所属部署が統合された	2	0	0	0
	担当ではない業務として非正規社員のマネージメント、教育を行った	1	0	0	0
6 対人関係のトラブル	ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	42	2	16	1
	セクシュアルハラスメントを受けた	16	0	4	0
	上司とのトラブルがあった	134	8	9	1
	部下とのトラブルがあった	3	0	0	0
	同僚とのトラブルがあった	19	1	0	0
7 対人関係の変化	理解してくれていた人の異動があった	2	0	0	0
	上司が変わった	6	1	1	0
	昇進で先を越された	1	0	0	0
	同僚の昇進・昇格があった	1	0	0	0
8 その他		148	23	30	6
合計		852	140	234	63

注 その他の件数は、評価の対象となる出来事が認められなかった事案や、心理的負荷が極度のもの等の件数である。